

四日市市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 2 5 日

四日市市教育長 葛 西 文 雄

四日市市教委規則第 7 号

四日市市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

四日市市教育委員会事務局処務規則（昭和 3 9 年四日市市教委規則第 1 0 号）の  
一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(この規則の趣旨)</p> <p>第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号。<u>以下「法」という。</u>）第 1 7 条の規定による四日市市教育委員会（以下「委員会」という。）事務局の組織及び事務分掌並びに事務処理は、この規則の定めるところによる。</p>	<p>(この規則の趣旨)</p> <p>第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 1 7 条の規定による四日市市教育委員会（以下「委員会」という。）事務局の組織及び事務分掌並びに事務処理は、この規則の定めるところによる。</p>
<p>(事務分掌)</p> <p>第 6 条 副教育長、教育監、課及び係の事務分掌は次のとおりとする。</p> <p>副教育長 (略)</p> <p>教育監 (略)</p> <p>教育総務課</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) <u>職員</u>（教職員を除く。）の人事に関すること。</p> <p>(5) <u>職員</u>（<u>法第 3 7 条に規定する</u> <u>県費負担教職員を除く。</u>）の給与及び福利厚生に関すること。</p>	<p>(事務分掌)</p> <p>第 6 条 副教育長、教育監、課及び係の事務分掌は次のとおりとする。</p> <p>副教育長 (略)</p> <p>教育監 (略)</p> <p>教育総務課</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) <u>市費支弁職員</u>（教職員を除く。）の人事に関すること。</p> <p>(5) <u>市費支弁職員</u>の給与及び福利厚生に関すること。</p>

<p>(6) <u>職員</u>（教職員を除く。）の服務及び研修に関すること。</p> <p>(7)から(21)まで (略)</p> <p>教育施設課 (略)</p> <p>学校教育課</p> <p>学事係 (略)</p> <p>教職員係 (略)</p> <p>保健給食係</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p><u>(6) 中学校給食推進室に関すること。</u></p> <p>社会教育・文化財課 (略)</p> <p>人権・同和教育課 (略)</p> <p>指導課 (略)</p> <p>教育支援課 (略)</p>	<p>(6) <u>市費支弁職員</u>（教職員を除く。）の服務及び研修に関すること。</p> <p>(7)から(21)まで (略)</p> <p>教育施設課 (略)</p> <p>学校教育課</p> <p>学事係 (略)</p> <p>教職員係 (略)</p> <p>保健給食係</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>社会教育・文化財課 (略)</p> <p>人権・同和教育課 (略)</p> <p>指導課 (略)</p> <p>教育支援課 (略)</p>
---	---

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(教育委員会教育総務課)